

佐賀県告示第 349 号

平成 27 年 4 月 20 日付け農林水産省告示第 901 号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方となる森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 189 条の規定により、その通知の内容を有田町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成 30 年 9 月 4 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	氏名	住所
西松浦郡有田町広瀬山字大木牧甲 2392 番 41、甲 2392 番 42、甲 2392 番 93、甲 2392 番 171、甲 2392 番 172、甲 2392 番 173	松永 竹一	西松浦郡西有田町大木甲 2139 番地
西松浦郡有田町広瀬山字大木牧甲 2392 番 113、甲 2392 番 115、甲 2392 番 117、甲 2392 番 184	木寺 恵子	福岡県福岡市城南区別府五丁目 25 番 18 - 902 号
西松浦郡有田町広瀬山字大木牧甲 2392 番 120	栞原 正弘	西松浦郡西有田町山谷甲 102 番地

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及び有田町農林課に備え置いて縦覧に供する。)